

策定日 令和2年4月1日

JA 神奈川つくり一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

従業員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境をつくり、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 内容

目標1

年次有給休暇取得促進のため、計画期間内に年次有給休暇の取得率を65%以上にする。

【対策】・年次有給休暇の取得状況調査

- ・管理者に対する周知
- ・部内報による取得促進PR実施
- ・年次有給休暇を連続5日計画的に付与する「リフレッシュ連続休暇」制度の導入

目標2

所定外労働の削減のため、ノーカンガルデーの拡充を図る。

【対策】・ノーカンガルデーの実施状況調査

- ・管理者に対する周知
- ・部内報による取得促進PR実施

目標3

地域において子育てに関する地域貢献活動を行っている女性部の活動を支援する。

【対策】・JA 神奈川つくり女性部による「子育て支援教室」の支援

- ・会場の提供、事務局の設置、広報誌・ホームページによるPR

目標4

係長級の女性労働者割合を拡大する。

【対策】・男女別の係長級にある者に占める女性労働者割合の実施調査

- ・組合が定めた経営ビジョンの実践による人材育成

公表基準日：令和6年4月1日

女性の活躍に関する情報公表

(改正女性活躍推進法にもとづく公表)

J A 神奈川つくり

◎公表項目：「係長級にある者に占める女性労働者の割合」

32.00%